曽於市企業誘致成功報奨金交付要綱

平成27年３月27日

告示第27号

（趣旨）

第１条　この告示は，曽於市（以下「市」という。）内の企業立地を推進し，産業振興と雇用の拡大を図るため，新たに事業所を設置しようとする企業に関する有効な情報を提供した者に対し，当該事業所が市内に設置された場合において，予算の範囲内において企業誘致成功報奨金（以下「報奨金」という。）を交付することに関し，必要な事項を定めるものとする。

（企業情報）

第２条　企業に関する有効な情報とは，曽於市工業開発促進条例（平成17年曽於市条例第157号。以下「条例」という。）第２条第２号及び第３号に規定する業種又は事業に該当する事業所を新たに設置しようとしている企業（以下「誘致対象企業」という。）の企業立地に関する情報（以下「企業情報」という。）をいう。ただし，次に掲げるものは除く。

⑴　既に市が把握し，又は他の者から提供されている企業情報

⑵　既に市内に事業所を有する誘致対象企業の企業情報

⑶　既に市が企業情報を把握している誘致対象企業と共同して企業立地を行う他の誘致対象企業の企業情報

⑷　企業情報の提供を行おうとする者が遵守すべき法令，企業の内部規則その他の規定等に反して提供が行われる企業情報

⑸　著しく信憑性に欠ける企業情報

⑹　前各号に定めるもののほか，市長が提供を受けることが適当でないと認める企業情報

（企業情報の提供）

第３条　何人も，この告示に定めるところにより，市に対し企業情報を提供することができる。ただし，次に掲げるものを除く。

　⑴　未成年の者

　⑵　誘致対象企業の経営者及び役員並びに当該企業と雇用関係にある者

⑶　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第５号に規定する指定暴力団等，同条第６号に規定する暴力団員その他暴力団と関係を持ちその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者又は暴力団に資金や武器を供給するなどしてその組織の維持及び運営に協力し若しくは関与する者

⑷　前号に規定する者が役員を務める団体

⑸　国又は地方公共団体の長，議員，補助機関の職又はこれに類する職にある者

⑹　前各号に掲げるもののほか，市長が企業情報を提供する者として適当でないと認める者

（情報提供の方法）

第４条　企業情報を提供する者（以下「情報提供者」という。）が企業情報を提供しようとするときは，当該誘致対象企業の同意を得た上で，曽於市誘致対象企業に関する情報提供書（様式第１号。以下「情報提供書」という。）を市長に提出するものとする。

２　前項の情報提供書の提出のために要した交通費，通信費その他の経費については，情報提供者がこれを負担するものとする。

（企業情報の採用）

第５条　市長は，情報提供書が提出されたときは，速やかに審査を行い，当該情報提供書の採用の可否について決定し，曽於市誘致対象企業情報採用決定通知書（様式第２号。以下「企業情報採用決定通知書」という。）又は曽於市誘致対象企業情報不採用決定通知書（様式第３号）により当該情報提供者に通知するものとする。

（企業情報の無効）

第６条　市長は，前条の規定に基づき採用した企業情報が第１号及び第２号に該当することとなった場合は，当該企業情報を無効にするものとし，第３号及び第４号に該当することが明らかになった場合は，当該企業情報を無効にすることができる。

⑴　当該企業情報を採用した日から起算して２年（市長が特に必要と認めるときは，市長が定める期間）を経過する日までに，当該企業情報に基づく新たな事業所の市内への設置に向けた手続その他の行為が開始されないとき

⑵　当該企業情報を採用した日から起算して５年（市長が特に必要と認めるときは，市長が定める期間）を経過する日までに，当該企業情報に基づく新たな事業所の市内への設置及び操業が行われないとき

⑶　第２条第３号から第６号までに該当する企業情報であったことが判明したとき。

⑷　第３条各号に該当する者からの情報提供であったことが判明したとき。

２　市長は，前項の規定に基づき企業情報を無効にしたときは，曽於市誘致対象企業情報無効決定通知書（様式第４号）により情報提供者に通知するものとする。

（企業誘致活動）

第７条　市長は，第５条に基づき採用した企業情報（前条の規定により無効としたものを除く。）に基づき企業誘致活動を行う。

２　情報提供者は，企業情報採用決定通知書を受領したときから，市長と協力してその企業誘致活動を行うことができる。

３　前項の活動について，市長が必要と認めた場合は，曽於市職員等の旅費に関する条例（平成17年曽於市条例第51号）に基づき，情報提供者に旅費を支給することができる。

（報奨金の交付）

第８条　市長は，前条による企業誘致活動により，新たな事業所が市内に設置され，１年以上継続して操業が行われたときは，別表左欄に掲げる報奨金の種別ごとに額を算出し，これらを合算した額を報奨金として情報提供者に交付することができる。ただし，当該情報提供者が市に納付すべき市税等を滞納している場合は，この限りでない。

（報奨金の申請）

第９条　前条の規定により報奨金の交付を受けようとする情報提供者（以下「申請者」という。）は，曽於市企業誘致成功報奨金申請書（様式第５号）に，企業情報採用決定通知書の写しを添えて，市長に提出しなければならない。

（報奨金の交付決定）

第10条　市長は，前条の申請書を受理したときは，その内容を審査して報奨金の交付又は不交付を決定し，曽於市企業誘致成功報奨金交付決定通知書（様式第６号）又は曽於市企業誘致成功報奨金不交付決定通知書（様式第７号）により申請者に通知するものとする。

（報奨金の交付決定の取消し）

第11条　市長は，申請者が次の各号のいずれかに該当したときは，報奨金の交付決定を取り消すことができる。

⑴　報奨金の交付を受ける権利を第三者へ譲渡したとき。

⑵　偽りその他不正な手段により報奨金の交付の決定を受けたとき。

⑶　提供した企業情報が第６条第１項の規定により無効とされたとき。

（報奨金の返還）

第12条　市長は，前条の規定により報奨金の交付決定を取り消したときは，申請者に対し，当該決定に基づき交付した報奨金の返還を命ずるものとする。

２　申請者は，前項の規定により報奨金の返還命令を受けた場合は，速やかにこれに従い，報奨金を市に返還しなければならない。

（その他）

第13条　この告示に定めるもののほか，報奨金の交付に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この告示は，平成27年４月１日から施行する。

別表（第８条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 報奨金の種別 | 基本額 | 加算額 |
| 事業所誘致に関する報奨金 | 100万円 | 建設費の100分の１（ただし，100万円を上限とする。） |
| 雇用創出に関する報奨金 | 50万円 | 事業所の正規雇用者人数が  ３人以上10人以下　30万円  11人以上30人以下　50万円  31人以上50人以下　100万円  51人以上100人以下　200万円  100人以上　250万円 |

注

１　「建設費」とは，設置された事業所の用地費，造成費，設備投資費等をいう。

２　「正規雇用者」とは，常用雇用者のうち，期間を定めずに雇用されている者で，短時間労働者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第76号）第２条に定める短時間労働者をいう。）に該当しないものをいう。

３　前項の「常用雇用者」とは，雇用保険法（昭和49年法律第116号）に定める雇用保険の被保険者であって，次のいずれかに該当するものとする。

⑴　期間を定めずに雇用される者

⑵　１年を超える期間を定めて雇用される者又は１年を超えない期間を定めて雇用される者のうち，契約の更新により，継続して１年を超えて雇用されている者若しくは１年を超えて雇用されることが見込まれる者

⑶　日々雇用される者のうち，契約の更新により，継続して１年を超えて雇用されている者又は１年を超えて雇用されることが見込まれる者

４　「正規雇用者人数」とは，曽於市企業誘致成功報奨金申請書（様式第５号）を提出時に６ヶ月以上継続して雇用されている常用雇用者数をいう。

様式第１号（第４条関係）

平成　年　月　日

曽於市長　　　　　　　様

住所又は所在地

氏名又は団体名及び代表者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（電話番号 　　　　　　　　　　　　　　）

曽於市誘致対象企業に関する情報提供書

曽於市企業誘致成功報奨金交付要綱第４条の規定に基づき，次のとおり情報を提供します。

なお，私は，同要綱第３条各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 誘致対象企業 | 企業名及び代表者名 |  |  |
|  | 住所または所在地 |  |  |
|  | 主な事業活動の内容 |  |  |
|  | 担当者の所属・職・氏名 |  |  |
|  | 連絡先電話番号 |  |  |
|  | 設置予定事業所 | 業種 |  |  |
|  | 事業活動の内容 |  |  |
|  | 整備着手予定日 | 年　　　　　月 |  |
|  | 操業開始予定日 | 年　　　　　月 |  |
|  | 操業開始に伴う地元正規雇用増加見込数 |  |  |
|  |  |  |  |  |

同 　意　 書

当社に関する上記情報について，上記の者が曽於市に情報提供することに同意します。

また，曽於市が設置予定事業所に関する資料を求めた場合は，これに応じます。

平成　年　月　日

所 在 地：

企 業 名：

代表者名:　　　　　　　　　　　　　　　　 ㊞

(担当者名：　　　　　　　　　　　　　 )

様式第２号（第５条関係）

曽企第　号

平成　年　月　日

　　　　　　　　　　様

曽於市長　　　　　　　　印

曽於市誘致対象企業情報採用決定通知書

平成　年　月　日付けで提出のあった曽於市誘致対象企業に関する情報提供書については，これを採用することを決定しましたので，曽於市企業誘致成功報奨金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第５条の規定に基づき通知します。

記

１　採用する誘致対象企業の情報

２　採用日　平成　年　月　日

３　採用条件

⑴　企業情報を採用した日から起算して２年を経過する日までに，新たな事業所の市内への設置に向けた手続その他の行為が開始されない場合は，提供された企業情報は無効となること。

⑵　企業情報を採用した日から起算して５年を経過する日までに，新たな事業所の市内への設置及び操業が行われない場合は，提供された企業情報は無効となること。

⑶　提供された企業情報が交付要綱第２条各号に該当し，又は情報提供者が第３条各号に該当する者であることが判明したときは，採用した情報を無効とする場合があること。

⑷　企業誘致成功報奨金は，提供された企業情報に基づき曽於市内に設置された事業所が，交付要綱第３条に定める基準を満たした場合に，情報提供者からの申請により支給するものであり，同基準を満たさない場合には支給しないこと。

様式第３号（第５条関係）

曽企第　号

平成　年　月　日

　　　　　　　　　　様

曽於市長　　　　　　　　印

曽於市誘致対象企業情報不採用決定通知書

平成　年　月　日付けで提出のあった曽於市誘致対象企業に関する情報提供書については，これを採用しないことを決定しましたので，曽於市企業誘致成功報奨金交付要綱第５条の規定に基づき通知します。

記

採用しない理由

（教示）

１　この決定に不服がある場合には，この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に，曽於市長に対して異議申立てをすることができます（なお，この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても，この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

２　この決定については，この決定があったことを知った日の翌日から６ヶ月以内に、曽於市長を被告として（訴訟において曽於市を代表する者は曽於市長となります。），処分の取消しの訴えを提起することができます（なお，この決定があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内であっても，この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。ただし，異議申立てをした場合は，当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から６ヶ月以内に，処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第４号（第６条関係）

曽企第　号

平成　年　月　日

様

曽於市長　　　　　　　　印

曽於市誘致対象企業情報報無効決定通知書

平成　年　月　日付けで採用決定した誘致対象企業情報については、曽於市企業誘致成功報奨金交付要綱第６条第１項の規定に基づき，これを無効とすることに決定しましたので，同条第２項の規定に基づき通知します。

記

無効決定理由

（教示）

１　この決定に不服がある場合には，この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に，曽於市長に対して異議申立てをすることができます（なお，この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても，この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

２　この決定については，この決定があったことを知った日の翌日から６ヶ月以内に，曽於市を被告として（訴訟において曽於市を代表する者は曽於市長となります。），処分の取消しの訴えを提起することができます（なお，この決定があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内であっても，この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。ただし，異議申立てをした場合は，当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から６ヶ月以内に，処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第５号（第９条関係）

平成　年　月　日

曽於市長　　　　　　　様

住所又は所在地

氏名又は法人名及び代表者名

（電話番号 　　　　　　　　　　　　　）

曽於市企業誘致成功報奨金申請書

曽於市企業誘致成功報奨金を受けたいので，曽於市企業誘致成功報奨金交付要綱第９条の規定に基づき関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお，本報奨金に係る決定事務のために，曽於市への市税等の納付状況を，税務資料その他の公簿等により確認されることに同意します。

記

１　企業立地成功報奨金申請額　　　　　　　　　　　円

２　上記の算定基礎

様式第６号（第10条関係）

曽企第　号

平成　年　月　日

　　　　　　　　　　様

曽於市長　　　　　　　　印

曽於市企業誘致成功報奨金交付決定通知書

平成　年　月　日付けで申請のありました曽於市企業誘致成功報奨金について，下記のとおり交付を決定したので，曽於市企業誘致成功報奨金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第10条の規定により通知します。

記

１　交付決定額　　　　　　　　　　　円

２　交付条件

　⑴　受理した企業情報が交付要綱第２条各号に該当し，又は情報提供者が第３条各号に該当する者であることが判明した場合は，この交付の決定を取り消すものであること。

⑵　交付要綱第11条の規定により交付の決定を取り消され，同要綱第13条の規定により報奨金の返還を命じられたときは，速やかに交付された報奨金を市に返還すること。

様式第７号（第10条関係）

曽企第　号

平成　年　月　日

　　　　　　　　　　様

曽於市長　　　　　　　　印

曽於市企業誘致成功報奨金不交付決定通知書

平成　年　月　日付けで申請のありました曽於市企業誘致成功報奨金については，下記の理由により交付しないことを決定したので，曽於市企業誘致成功報奨金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

交付しない理由

（教示）

１　この決定に不服がある場合には，この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に，曽於市長に対して異議申立てをすることができます（なお，　この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても，この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

２　この決定については，この決定があったことを知った日の翌日から６ヶ月以内に，曽於市を被告として（訴訟において曽於市を代表する者は曽於市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお，この決定があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内であっても，この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。ただし，異議申立てをした場合は，当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から６ヶ月に，処分の取消しの訴えを提起することができます。